

令和6年2月

## 新川広域圏事務組合議会2月定例会会議録

令和6年2月29日 開会

令和6年2月29日 閉会

新川広域圏事務組合

令和6年2月29日 魚津市役所 第1委員会室において開く

### 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号及び議案第2号について  
(理事長提案理由説明)
- 第4 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第5 議案第1号及び議案第2号について  
(総務広域常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第6 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査

### 本日の出席議員 (13人)

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 久保田満宏君 | 2番  | 林久嗣君  |
| 3番  | 浜田泰友君  | 4番  | 中瀬淑美君 |
| 5番  | 古川和幸君  | 6番  | 中野得雄君 |
| 7番  | 高野早苗君  | 8番  | 木島信秋君 |
| 9番  | 本田均君   | 10番 | 佐藤一仁君 |
| 11番 | 松澤孝浩君  | 12番 | 加藤好進君 |
| 13番 | 西岡良則君  |     |       |

### 説明のため出席した者

理事長	村 椿	晃 君	副理事長	武 隈	義 一 君
副理事長	笹 島	春 人 君	副理事長	笹 原	靖 直 君
会計管理者	矢 野	道 宝 君	事務局長	森 田	薫 君
総務課長	立 野	宏 君	業務課長	松 野	龍 一 君
エコぽ〜と 所 長	森	義 雄 君	宮沢清掃センター兼クリーンぽ〜と 所 長	飛 島	力 君

### 職務のため出席した者

魚津市企画部次長兼企画政策課長	浦 田	誠 君
黒部市総務管理部企画情報課長兼企画調整班長	能 登	隆 浩 君
入善町企画財政課長	岡 島	康 司 君
朝日町財政管理課長	山 崎	明 子 君
総務課 課長代理	水 島	真 人 君
総務課 主査	島	司 君

午後 2 時00分 開会

**「開会宣告」**

○議長（高野早苗君） 本日、2月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は全員であります。

これより、令和6年新川広域圏事務組合議会2月定例会を開会いたします。

本定例会における議案説明のための出席者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局長その他関係課長等であります。

**「議事日程報告」**

○議長（高野早苗君） これより会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付した日程表のとおりであります。

**「会議録署名議員の指名」**

○議長（高野早苗君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより議長において、3番 浜田泰友君、11番 松澤孝浩君を指名いたします。

**「会期の決定」**

○議長（高野早苗君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日と定めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。

**「議案第1号及び議案第2号について」**

○議長（高野早苗君） 日程第3 本会議に付議されております議案第1号及び議案第2号を議題といたします。

## 「提案理由説明」

○議長（高野早苗君） 提案者の説明を求めます。

理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿晃君） 本日、令和6年新川広域圏事務組合議会2月定例会が開催されるにあたり、令和6年度の主な取り組みについて申し上げますとともに、今定例会に提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、能登半島地震について申し上げます。本年1月1日16時10分に石川県能登半島にある輪島市の東北東30km付近を震源とする能登半島地震が発生いたしました。地震の規模はマグニチュード7.6を記録し、石川県輪島市と志賀町では震度7を観測されるなど、家屋の倒壊や土砂災害、火災、津波などにより死者が230人を超えるなど、各地に甚大な被害をもたらしました。

新川地域においても、黒部市、朝日町で震度5弱、魚津市、入善町で震度4を観測し、家屋の一部破損などの住宅被害が多く発生いたしました。

当組合保有施設の被災状況については、多少の被害はありましたが、幸いなことにごみやし尿の処理業務及び火葬業務に影響はありませんでした。

改めまして、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々には謹んで哀悼の意を表します。

それでは、新川広域圏事務組合の令和6年度の主な取り組みについて申し上げます。

はじめに、エコぼ〜と基幹的設備改良事業であります。令和6年度から令和9年度までの4か年を工期として、エコぼ〜と基幹的設備改良工事及び設計施工監理業務を実施いたします。令和4年度の長寿命化総合計画作成時では、事業費を約78億円と算出しておりましたが、昨年来の物価等の高騰により事業費の総額が大幅に膨らんでおります。当組合では、少しでも経費を削減するため、契約を分けて別発注するなどの発注方法、工事の種類や規模の再検討を行いました。事業費総額約88億円を継続費としてお願いするものであります。

次に、エコぼ〜とダストバンカー上部ケーシング等補修であります。ダストバンカーとは焼却灰を固化したものを搬送車両に積載する前に一時的に貯留する設備であります。その設備のケーシングと呼ばれる外枠の上部及び内側にある仕切り版の腐食が著しいため、補修をするものであります。

次に、エコぼ〜と送風機点検整備業務委託についてであります。送風機は、焼却炉に空気を送り込むなどの機器で用途に合わせて各炉にあり、合計で18台設置してあります。ごみ焼却においては必要不可欠な設備であり、その点検業務は毎年実施をしております。令和5年度の点検結果において、押込み送風機等のシャフトや軸受の摩耗が著しいとの報告があり、令和6年度の点検時に併せて分解整備を実施するものであります。

次に、宮沢清掃センター粗大ごみ集じん器補修であります。粗大ごみを破砕処理した際に多量の粉じんが発生しますが、集じん器はそれらを除去する設備であります。その集じん器の内部にあるろ布が目詰まりしている状態であるため、交換するものであります。

最後に、新川一般廃棄物最終処分場浸出水処理システムパソコン補修であります。浸出水処理システムパソコンは、浸出水処理施設の状況を24時間監視・運転するための設備で、職員不在時に異常が発生した際はこの設備を通して警備保障会社へ連絡が届くようになっております。しかしながら、令和5年5月にシステムダウンが発生し、今後もシステム障害を起こす恐れがあることや部品供給が終了していることから、システムパソコンの取替え及びプログラムソフトの一部改良・移設を行うものであります。

今後も組合施設については、設備の性能を維持するための補修や点検を計画的に実施し、安全で安心できる施設管理を行いながら、効率化や住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提出いたしました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第1号令和6年度新川広域圏事務組合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を1,718,143,000円といたしたいのであります。これは、前年度当初予算額と比較し1.4パーセント、24,221,000円の減額となりました。

その主な内容の経常的経費について申し上げます。人件費では、令和5年度末での退職者が2名いることなどにより6,836,000円の減額であります。物件費では、西部斎場管理費やクリーンぼ〜と管理費で増額になるものの、エコぼ〜と管理費や環境対策費で減額となるため、765,000円の減額であります。補助費では小児急患センター事業補助金の減額などにより1,820,000円の減額であります。公債費ではエコぼ〜と焼却制御システム更新工事事業等の償還が完了したことにより16,219,000円の減額であります。経常的経費全体を合わせますと25,640,000円の減額となります。

次に、臨時的経費について申し上げます。エコぼ〜と基幹的設備改良工事関係について、

令和5年度での発注支援業務が完了し、令和6年度では設計施工監理業務委託として12,430,000円を計上しております。臨時的経費全体では、前年度より1,419,000円の増額となります。

歳出予算の主なものを申しますと、総務管理費では、事務局の経費であります一般管理費、企画費で81,329,000円を計上いたしております。保健衛生費では、救急医療対策費57,957,000円、西部斎場管理費49,679,000円、東部斎場管理費31,400,000円を計上いたしております。ごみ処理費では、エコぽ〜と管理費532,721,000円、宮沢清掃センター管理費346,684,000円、環境対策費187,018,000円、新川一般廃棄物最終処分場管理費43,984,000円、エコぽ〜と基幹的設備改良事業費12,695,000円を計上いたしております。し尿処理費では、クリーンぽ〜と管理費52,702,000円、公債費では、組合債の償還に要する経費317,217,000円を計上いたしております。以上、各経費の財源として、分担金及び負担金1,366,792,000円、使用料及び手数料286,226,000円、組合債8,100,000円を計上いたしております。その他の収入として、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰越金、諸収入を計上いたしております。なお、予算執行にあたりましては、更に創意工夫と経費の節減に努め、計画的かつ効率的な執行を図る所存であります。

次に、議案第2号新川広域圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給できるよう所要の改正を行うものであります。以上、本日提出しました案件の説明といたします。

何とぞ慎重にご審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

#### 「組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑」

○議長（高野早苗君） 日程第4 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を行います。発言の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

6番 中野得雄君。

○議員（中野得雄君） どちら様もご苦労様であります。この度能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を願うものであります。今回の質問につきましても、一日でも早い被災地の復興の役に立てればという

思いと新川広域圏管内にあのような災害が発生した場合にこの能登半島地震で経験した事案を教訓として活かしていければという思いで質問するものであります。

それでは通告に従いまして、新川広域圏事務組合2月定例会の質問をさせていただきます。まず、今ほど申し上げた能登半島地震に伴うものであります。報道等でご存じのとおり、2月28日現在、理事長の提案理由にもありましたが、死者数が232名、また安否不明者28名、避難者1万4,000人となっているものであります。

また、道路・水道といったライフラインが壊滅的な被害を受け、大事な復旧支援にも影響を与えている状態であります。

富山県も被災県であります。幸いにも新川広域圏管内では大きな被害が無かったということであり、このことを今後の教訓として備えるとともに復興に携われることが今後大事なことかなと思っております。

新川広域圏は他自治体と災害時の協定を結んでいるのかどうか。結んでいないとすれば、今後このような協定を考慮すべきではないかということをお伺いします。

次に、被災地のごみについてであります。報道によりますと、富山地区広域圏事務組合では、県内で初めて15日から1日最大50tの穴水町で発生した被災ごみを受入れとのことあります。この穴水町の被災ごみの量については、同町の96年分のごみの量ということあります。珠洲市については、132年分のごみの量があると言われております。

この災害ごみについては、富山市の民間事業者が仮置き場を提供してその事業所内でごみを分別・破碎したものを焼却すると伺っております。

そこで、2番目の質問をお伺いしたいと思います。被災地から被災ごみの処理依頼について新川広域圏事務組合に依頼があったのかお伺いします。また、今後何かあった場合の対応についてお伺いします。

次に、新川広域圏事務組合の対応であります。被災地の状況を見る限り災害ごみの集積場所が課題となっていることが強く感じられました。これも実際に災害が発生し、現状を考慮しながら取り組むこととなると思いますが、道路状況、河川状況、商店街、中山間地等々いろいろありますが、事前に集積場所の設定が可能であれば受入れ先や対応する住民への周知もスムーズにいくものと考えております。

そこで、お伺いいたします。3番目に今回の震災を踏まえて、新川広域圏管内においての災害ごみの受入れ場所の地域・場所について検討すべきではないか伺います。

4番目に、新川広域圏ではエコぼ〜と、宮沢清掃センター、クリーンぼ〜と、2施設の斎場を管理運営しておりますが、現在稼働している施設が被災した場合についても考慮すべきではないかと考えますが、これについてもお伺いいたします。

最後に、富山市の事業所と富山広域圏が連携して災害ごみを焼却していることを前段で申し上げましたが民間事業所の技術力・機動力を活用し官民一体となった復旧復興は欠かせないと感じております。このことを踏まえお伺いします。

新川広域圏事務組合との連携を図るため民間事業者との災害協定を結ぶべきではないかと考えますがお伺いします。

以上、5項目について質問をさせていただきましたが、村椿理事長には明解な答弁をお願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長（高野早苗君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿晃君） 中野議員からのご質問にお答えします。

能登地震における対応であります。1点目の新川広域圏事務組合は他自治体と災害協定等の協定を結んでいるのか、結んでいなければ調印すべきではないかという質問であります。当組合では現在のところ他自治体と災害協定を締結しておりません。

また、富山県内の他の事務組合に確認したところ、他の事務組合においても災害協定を締結しておりませんでした。

なお、過去の例にはなりますが、令和2年3月に宮沢清掃センターがビニプララインの火災事故により運転できなくなった事故では、新川圏域外の民間業者や富山地区広域圏事務組合にビニプラごみの処理をお願いしたという事例があります。

今後、災害等が発生した際の処理について、今ほど申し上げた事例で済むのかどうかも分かりません。どのような災害を想定してどのような自治体と締結する必要があるのかを踏まえて検討していきたいと考えております。

被災地からのごみ処理依頼があった場合どのような対応を考えているのかについてお答えいたします。

当組合に災害ごみ処理要請があった場合、できるだけ早く被災地復興のためにも、要請に応じる協力したいと考えております。

協力内容といたしまして、エコぼ〜とでの災害ごみの焼却処理を予定しており、受入れ可能な災害ごみ量は、日々、新川地域から排出されるごみを処理しなければならないことも考慮すると、1日約10t程度は受入れ可能と考えており、このことは富山県にも報告しております。

なお、富山地区広域圏事務組合では、穴水町から富山地区広域圏事務組合に直接依頼があり、1日50t受入れしているとのことですが、災害ごみをそのままの状態焼却することは難しいため、一度民間業者にて災害ごみを破碎処理した後、受け入れているとのこと。

実際に要請があった場合、富山県及び被災地と協議し、被災地復興に最大限協力していきたいと考えております。

新川広域圏管内での被災ごみ受入れについて、地域・場所についてあらかじめ想定して用意しておくということが重要ではないかという質問にお答えいたします。

災害ごみの仮置き場につきましては、各市町で想定されておりますので、当組合独自の災害ごみの仮置き場の設置は現在のところは想定しておりません。

しかしながら、新川地域で大規模な災害が発生し、大量のごみが発生した場合には、最終処分場の空きスペースなどを災害ごみの仮置き場として利用できるのではないかと考えております。今後、市町の災害ごみ仮置き場の設置について、当組合がどのようなことが可能なかの協議しながら検討していきたいと考えております。

4点目の質問であります新川広域圏のごみ処理施設が被災した場合の対応についてお答えいたします。

ご質問のとおり、再び大規模な災害が発生する可能性がありますので、当組合のごみ処理施設が被災した場合を想定する必要があると考えております。

実際に当組合のごみ処理施設が被災し、ごみ処理が困難になった場合どのような対応をとるかといいますと、現行の富山県地域防災計画では、必要な支援内容を富山県に要請し、富山県から富山県産業資源循環協会や他自治体へ協力要請する計画となっております。

また、必要となれば、処理施設を有する民間業者や他自治体に災害ごみの処理を直接依頼することも考えられます。

被災した場合でも適切に対応できるように、現在ある防災マニュアルの改訂や防災訓練などを実施していきたいと考えております。

5点目の新川広域圏管内の連携を図るために民間事業者との災害協定の締結について考えてはどうかというご質問にお答えいたします。

現在のところ、当組合では民間事業者と災害協定を締結しておりません。また、富山県内の他の事務組合に確認したところ、他の事務組合においても民間業者と災害協定等を締結しておりませんでした。

しかしながら、大規模な災害が新川地域で発生した場合、大量・多様な災害ごみが発生するこ

とが想定されますので、災害ごみの種類によりますが、民間業者や他自治体に処理をお願いする可能性があると考えております。

今後、大規模災害が発生する可能性を踏まえ、どのような災害協定を締結していけば議員から指摘のあった民間事業者の技術力を生かした機動的な対応ができるのか。そういった観点を踏まえて検討していきたいと思っております。

○議長（高野早苗君） 3番 浜田泰友君

○議員（浜田泰友君） 質問に入る前に、まず能登半島地震につきまして、お見舞いを申し上げます。

それでは、新川広域圏事務組合議会2月定例会通告に従いまして2点の質問をさせていただきます。

1点目の質問は災害対策についてであります。中野議員の質問に引き続きであります、能登半島地震の影響についてお聞きしたいと思っております。

令和6年1月1日に能登半島を震源とする地震により、富山県、石川県において被害が発生しております。新川広域圏事務組合において大きな被害はなかったと報告を受けておりますが、改めて施設や業務への影響はどうだったのかお伺いします。また、今後対応が必要なことがあればお示しをいただきたいと思っております。

次に、業務継続計画(BCP)についてお伺いします。新川広域圏が取り扱う行政サービスは、大規模災害時に行政職員や施設も被災した状況下にあっても継続が求められる業務が含まれております。優先的に実施する業務を特定し、執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時にあっても適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画(BCP)策定の見解について、先の中野議員の質問にも触れられていたところではあります。改めてお答えをいただきたいと思っております。

質問の2点目はエコぼ〜と基幹改良工事について、中でもビニプラ混焼の開始時期についてお聞きしたいと思っております。

令和7年度から9年度にかけてエコぼ〜と基幹改良工事が行われ、ビニール・プラスチックの混焼が可能となります。ビニプラが燃やせないごみから燃やせるごみへ変更となることは、市町住民にとって大きな変化となるため事前の丁寧な周知が必要となります。このことは先の12月月議会でも中野議員の質問でも答弁をされたところではあります。開始時期について明言はありませんでした。住民の周知に加え、各市町のごみ処理基本計画の改正など事前準備にも相応の期間が必要になると思っております。ビニプラ混焼の開始時期は、いつになるのかお答えをお願いします。

す。

以上2点についてお答えをよろしく申し上げます。

○議長（高野早苗君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿晃君） 浜田議員のご質問にお答えいたします。

令和6年能登半島地震による影響、対応についてお答えします。

まずは、影響についてです。幸いなことに地震による施設への被害は軽微なものであり、運転に支障をきたすような機械設備の故障はなかったわけであります。ごみ処理業務及び火葬業務は通常どおり実施しております。

次に対応につきまして、今後の地震等の災害に備えて各施設の問題点の把握が重要であると考えております。どのようなことかと申しますと例えば、エコぽ〜と以外の施設では非常用電源が設置されておられません。エコぽ〜と以外の施設での設置が今後必要であるかどうか検討が必要と考えております。

また、今回の地震の経験を踏まえて、防災マニュアルの見直しや現在実施している各施設の消火訓練に加えて災害等の訓練を実施したいと考えております。

今後、地震に対応するためにはどのような対応が必要であるかしっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、業務継続計画(BCP)について、お答えします。

今回のような地震により被害を受けた場合、初動対応と応急対応に追われることが想定されます。一日も早く復旧していかなければならないのですが、広域圏の場合、初動態勢と廃棄物処理施設の復旧というものを可能な限り同時に行うということになっていきます。このような状況で優先順位を決めていくということは、極めて大事なことだと認識しています。

災害時の応急対応につきましては、新川広域圏のBCP策定はしていませんが、平成19年に新川広域圏職員防災マニュアルを策定しております。

その中で勤務時間外における災害発生時の職員参集については、初動配備態勢に各部署2、3名の職員が参集することとなっております。

また、震度6弱の地震が発生した場合では、全職員が指定された部署に参集することとなっております。

今回の地震発生では、施設職員を中心として施設の状況を把握し、翌日の1月2日には各議員、関係各所に第一報を入れさせていただいたところであります。

しかしながら、今後、職員、機器、情報、関係業者等、利用できる資源に大きく制約が発生す

る状況となる災害リスクの懸念について、施設の管理運営に重大な影響を及ぼす事態に迅速に対処できるよう、日頃から職員の危機意識を向上させ、組織全体の危機対応力を高めることに努めていかなければと考えております。

ご質問のありました BCP 策定につきましては、今後検討してまいりたいと考えています。

2 点目のエコぼ〜と基幹的設備改良工事についてお答えいたします。

ビニプラの混焼がいつ頃の開始になるのかというご質問であります。エコぼ〜と基幹的設備改良工事を実施しますと、ビニプラの混焼が可能な施設となりますが、当然、周辺住民のご理解を得た上での実施となりますので、周辺住民の皆様へ丁寧な説明が必要になります。

この基幹的設備改良工事は国の交付金を活用して実施する事業としており、交付要件といたしまして現行より CO2 排出量 3 % 以上の削減が条件であります。

この交付要件を満たしているかどうかを評価する実証試験では、改良前と改良後の試験を同じごみ質で行ない評価することになっています。そのため、ビニプラ混焼の開始時期につきましては、一連の実証実験をして 3 % 以上の CO2 削減をしてからのスタートになろうかと思っております。

今回の改良工事で、ビニプラ混焼に対応した設備となりますが、ビニプラ類のごみ質は現在のごみ質より発熱カロリーが高くなりますので、ビニプラ混焼に合わせた焼却炉の設定調整も必要となってきます。

また、ビニプラ混焼を実施するあたり、エコぼ〜とで処理するごみの種類が変更となることから、富山県に申請をして許可を得る必要があります。

混焼については今年度、各市町の廃棄物担当課とも方向性について協議しているところであります。

まず CO2 排出量の 3 % 削減を確認する実証実験、それから県への申請これら一連のものを踏まえた上で混焼がスタートすることになります。そうしますと現在のスケジュールでは早くて令和 10 年度だとするとこれよりも少し遅くなるかもしれません。大体こういったスケジュール感になるかと思っております。

できるだけ早期の混焼ができるように、鋭意準備は進めてまいりたいと思っておりますし、先ほど申しましたとおり、なによりも周辺住民への丁寧な説明が必要になると思っております。ビニプラ混焼が実施されますと便利にはなりますが、説明をしっかりとっていくということを心掛けてまいりたいと思っております。

○議長（高野早苗君） 3 番 浜田泰友君

○議員（浜田泰友君） ご答弁いただきましてありがとうございます。

一つ目の今後の対応について、非常用電源がエコぽ〜と以外ないということで、例えば宮沢清掃センターで被災して電源が止まった時に、ラインが止まったとしても問題はないと思いますが、電源が止まったままにしておくとしプリンクラーが動かない等火災の危険性が高まりますのでそういったところの対応は必要になってくるものと思います。

BCPにつきましても、特段すごい計画をつくるというよりも現行の防災マニュアルをブラッシュアップするということによろしいかと思しますのでしっかりと訓練を行う等検証をよろしくをお願いします。

最後にビニプラ混焼の件につきましては、令和10年度それよりも遅くなるということですが燃やせないごみを燃やせるごみに変えるということで、今まで燃やせないごみを月3回くらい出していたものがほぼなくなり、燃やせるごみが増えるということになるのでしばらく混ざってごみが出てきたりしますし、理事のみなさんが懸念しておられる燃やせるごみにビニプラ出してしまえばいいじゃないかというリサイクル意識の低下にもつながってきますので、非常に難しい啓発が必要になってきますので丁寧な啓発をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（高野早苗君） 以上で、通告を受けておりました質問、質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） 質疑なしと認めます。

これもちまして、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を終了いたします。

#### 「議案の常任委員会付託」

○議長（高野早苗君） ただいま議題となっています認定第1号について、総務広域常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後 2 時45分 再開

「総務広域常任委員会委員長報告」

○議長（高野早苗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 1 号及び議案第 2 号を議題とし、総務広域常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務広域常任委員会委員長 佐藤一仁君。

○総務広域常任委員会委員長（佐藤一仁君） 総務広域常任委員会委員長の佐藤であります。審査結果をご報告申し上げます。

本定例会において、当委員会に審査付託されたのは議案第 1 号及び議案第 2 号であります。委員会を開催し慎重に審査をいたしましたところ、議案第 1 号について、全会一致で原案どおり可決されました。議案第 2 号につきましても原案どおり可決するべきものと決したところであります。以上で報告を終わります。

「質 疑」

○議長（高野早苗君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

「討 論」

○議長（高野早苗君） これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） 討論がないようですから、討論を終わります。

「採 決」

○議長（高野早苗君） これより採決を行います。

はじめに議案第1号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案どおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第1号について、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案どおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第2号について、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

#### 「議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（高野早苗君） 日程第6 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査について議題といたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出一覧のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

以上で日程は全て終了し、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもってご協力いただきましたことに対

し、本席から厚くお礼を申し上げます。

これもちまして、令和6年新川広域圏事務組合議会2月定例会を閉会いたします。

午後2時59分 閉会

以上の会議の次第を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年2月29日

新川広域圏事務組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員